

特殊詐欺被害防止啓発業務 仕様書 (公募用)

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・プロポーザル後、群馬県は優先交渉者と協議を行い、協議が調った場合は仕様書を優先交渉者の企画提案内容に合わせ修正のうえ、契約を締結する。

1 業務の名称

特殊詐欺被害防止啓発業務委託

2 趣旨・目的

県では、特殊詐欺被害の未然防止を図るため、毎年10月を「特殊詐欺被害防止強化期間」と定め、特殊詐欺被害防止キャンペーンを実施している。

特殊詐欺の被害は、従来、高齢者が中心とされてきたが、昨年の被害においては、被害者の6割以上が64歳以下であり20～30代の若年層の被害も見られ、特にSNS型投資・ロマンス詐欺では約8割を64歳以下が占めるなど、若年層及び中高年層への被害の広がりが顕著となっている。

このような状況を踏まえ、本業務においては、若年層・中高年層と高齢者を区別して①各年齢層の特性に応じた ②効果的な啓発を実施する。

※本委託業務においては、年齢層区分について以下のとおり定義する。

若年層・中高年層：64歳以下

高齢者：65歳以上

3 業務委託期間

契約締結の日から令和8年12月28日(月)まで

4 用語の解説

令和8年から、特殊詐欺は13類型(令和7年までは10類型)に変更された。

1 ニセ警察詐欺

警察をかたり、捜査名目で現金をだまし取ります。



2 オレオレ詐欺

親族などを装い、事件・事故の示談金などを名目にお金をだまし取ります。



3 預貯金詐欺

口座が犯罪に使われているなどと言い、キャッシュカードや通帳をだまし取ります。



4 架空料金請求詐欺

未払い料金があるなどの架空の事実を口実にお金をだまし取ります。



5 還付金詐欺

税金の還付などを装い、ATMを操作させてお金を送金させます。



6 融資保証金詐欺

融資すると見せかけ、保証金などの名目でお金をだまし取ります。



7 金融商品詐欺

未公開株や社債などに「必ず儲かる」と言って購入させ、お金をだまし取ります。



8 ギャンブル詐欺

「パチンコの打ち子で稼げる」などと誘い、登録料などをだまし取ります。



9 交際あっせん詐欺

「女性を紹介する」などと誘い、登録料や保証金などをだまし取ります。



10 キャッシュカード詐欺盗

カードが不正利用されているなどと言い、隙を見てキャッシュカードを盗み取ります。



11 その他の特殊詐欺

災害義援金を装ったものや、その他特殊な名目で対面せず信頼させるものなどを行います。



12 SNS型投資詐欺

SNSで投資を勧め、投資名目でお金をだまし取ります。



13 SNS型ロマンス詐欺

SNSで恋愛感情や親近感を抱かせ、
お金をだまし取ります。



5 見積上限額

2,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

6 委託業務内容

(1) 必須業務

① 広報啓発動画の制作

・15 秒、30 秒または 60 秒の動画のいずれかを、ア、イについてそれぞれ 1 本以上制作すること。

ア 若年層・中高年層に向けたもの

イ 高齢者に向けたもの

・デジタルサイネージ、動画広告等での活用を想定すること

・縦型・横型等の画面比率および配信媒体（県公式動画サイト「tsulunos」への掲載を含む）については、受託者が効果的な手法を提案すること

② 全世代に向けた啓発イベントの実施

・イベントは対面形式により実施し、双方向性や参加者の理解度向上に資するものであること（詐欺「体験型イベント」の実施は高く評価する。）

・イベントの会場予約や事前調整が必要な場合は、予約、関係者との調整、会場準備、当日の運営等、実施に必要な一切の業務を受託者が行うこと

・実施回数、想定参加人数、開催場所、周知方法（啓発物品を含む。）及び実施内容等については、受託者が効果的な手法を提案し、事業費の範囲内で対応すること

・アンケート、確認クイズ、感想記入等により、参加者がイベント内容を振り返り、特殊詐欺被害防止に向けた理解の定着及び今後の行動につなげられるよう工夫すること

・委託費用の中で啓発物品を作成し、イベント会場で配布すること

・啓発イベントは、概ね令和 8 年 10 月 1 日（木）～10 月 31 日（土）の間に実施すること

(2) 任意・提案業務

- ・見積上限額の範囲内で、委託者が効果的と考える手段で、業務を実施すること
- ・1つの業務の中で両方の年齢層を対象としてもかまわない

7 留意事項

(1) 成果物及び納期

本業務の実施に際して製作した成果物については、群馬県との協議の上、群馬県が指示する日及び場所に納品すること。

※動画については、県の公式 YouTube チャンネルに掲載する都合上、令和8年9月1日（火）までに完成品を納品すること。

(2) 電子データの納品について

ア 作成した動画のマスターデータ及び二次使用のためのデータは、光学ディスク等の記録媒体に保存の上、それぞれ一部ずつ納品すること。ただし、この方法による納品が困難なものは、群馬県と協議すること。

イ 二次使用データのうち、動画については、マイクロソフト社が提供する「Windows Media Player 12」にて閲覧可能で、かつ、動画配信サービス「YouTube」にてサポートされているファイル形式にて納品すること。

(3) 作成した著作物の二次利用について

作成した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は群馬県に帰属し、作成した著作物を群馬県が二次使用することを承諾すること。

(4) その他

ア 動画などの作成物には「群馬県・群馬県警察・群馬県特殊詐欺等根絶協議会」の文言を入れること。

イ LINE 広告及び X（旧 Twitter）等の SNS を活用する場合は、受託者が保有する媒体等を活用して実施することとし、必要に応じて別途指定する群馬県公式アカウント及び群馬県ホームページを活用できるものとする。

ウ 作成物やイベントの内容・構成については、受託者の提案を踏まえ、群馬県との協議の上で決定する。

エ イベントの調整・運営にあたっては、群馬県と適宜協議する。

8 その他

- (1) 本業務により制作された成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属する。
- (2) 本業務の実施に伴い、取得した個人情報を本業務以外で利用してはならない。
- (3) 特定の商品販売・販売のあっせん等本業務以外の業務への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する行為・行動を行わないこと。
- (4) 本業務委託の遂行に伴い発生した応募者等とのトラブルに対しては、受託者の責任

において誠意をもって対応すること。また、トラブルが発生した場合には、遅滞なく群馬県へ報告するとともに、必要に応じて、群馬県と協議すること。

- (5) 本業務の実施に必要な事項（群馬県との打ち合わせを含む）に係る一切の経費については、委託額に含める。
- (6) 本仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、その都度、群馬県との協議により決定する。
- (7) 説明会は実施しない。質問等がある場合は、県消費生活課の担当者あて随時メールにより行うこと。なお、回答は当該事業者に行うほか、県ホームページに掲載する。